

議案第 17 号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を、
次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41
年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、192,000人」を「、188,000人
」に改め、同条第4項中「、71,000立方メートル」を「、6
3,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

浄水場統廃合事業に関する宇治市水道事業変更認可に伴い、所
要の改正を行うものであります。